

筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例施行
規則

平成 26 年 3 月 13 日
規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 26 年組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者が定める教育訓練及び期間)

第 2 条 条例第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する管理者が定める教育訓練及び期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幹部科 4 月
- (2) 上級幹部科 2 月
- (3) 警防科 4 月
- (4) 救助科 4 月
- (5) 救急科 4 月
- (6) 予防科 4 月
- (7) 危険物科 2 月
- (8) 火災調査科 4 月

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。